

京都市道路附属物自転車等駐車場条例施行規則及び京都市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成27年10月1日

京都市長 門川大作

京都市規則第36号

京都市道路附属物自転車等駐車場条例施行規則及び京都市自転車等駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

(京都市道路附属物自転車等駐車場条例施行規則の一部改正)

第1条 京都市道路附属物自転車等駐車場条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表京都市山科駅自転車等駐車場及び京都市嵯峨嵐山駅自転車駐車場の項及びその他の自転車等駐車場の項を次のように改める。

その他の自転車等駐車場	午前5時から翌日の午前1時まで
-------------	-----------------

(京都市自転車等駐車場条例施行規則の一部改正)

第2条 京都市自転車等駐車場条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表(2)の項中「京都市花園駅自転車等駐車場」の右に「京都市石田駅自転車等駐車場」を加え、同表(3)の項及び(4)の項を次のように改める。

(3)	京都市西大路駅北自転車駐車場, 京都市西院自転車駐車場, 京都市西京極自転車駐車場及び京都市桂駅西口自転車駐車場	午前4時30分から翌日の午前1時30分まで
-----	----------------------------------------------------------	-----------------------

附 則

この規則は、平成27年10月2日から施行する。

(建設局自転車政策推進室)